

改正大気汚染防止法の概要

規制対象施設の種類、規模、排出基準(新規、既存別)

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法等について、水銀排出施設に係る届出制度の創設や、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者(水銀排出者)への排出基準の遵守義務付け等の所要の改正を行いました。

法律の目的に水銀大気排出規制を追加

従来の大気汚染防止法の目的は、「大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する」ことでしたが、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀等の大気排出量をできる限り抑制することを目的として、「水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制」することが追加されました。このため、排出基準の性格や測定値の評価等については、大気汚染防止法における従来の大気汚染物質の規制の在り方とは異なった取扱いとなっています。

関係主体の義務・役割

○ 水銀排出者(水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者)

水銀排出施設の設置の届出

→水銀排出施設(石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設)の設置・構造等を変更しようとする場合、都道府県知事等に事前の届出をしなければなりません。※施行時点で現に施設を設置している者は、施行日から30日以内の届出が必要です。

→届出をした者は、届出受理日から60日を経過した後でなければ、設置・構造等を変更してはなりません(実施制限)。

排出基準の遵守→水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければなりません。

水銀濃度の測定→環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

○ 要排出抑制施設設置者(要排出施設の設置者)

水銀等の排出量が相当程度多い施設で、排出を抑制することが適当である要排出抑制施設(製銅の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)と製鋼の用に供する電気炉)の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなければなりません。

○ 地方公共団体

都道府県知事・大気汚染防止法政令市長は、水銀排出施設の設置・構造等の変更の届出受理日から60日以内に限り、計画変更又は設置計画廃止の命令ができます。また、排出基準に適合しない水銀等を継続的に排出する者に対する改善勧告及び勧告に従わない場合の改善命令ができます。事業者に対し、水銀の大気排出抑制に必要な措置を講ずることを促進するための情報提供に努めるとともに、住民に対し、水銀の大気排出抑制に関する知識の普及を図るよう努めなければなりません。

○ 国

我が国における水銀の大気排出状況を把握し、その結果を公表すること、水銀の大気排出抑制のための技術情報を収集整理し、その成果の普及を図るなど、水銀の大気排出抑制施策の実施に努めなければなりません。

罰則

- 水銀排出施設の設置に関する計画変更・廃止の命令違反(第18条の26)
改善勧告に係る措置の命令違反(第18条の29) ▶ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 届出義務違反・虚偽の届出(第18条の23第1項、第18条の25第1項) ▶ 3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 水銀濃度測定結果の記録・保存義務違反、虚偽の記録(第18条の30) ▶ 30万円以下の罰金

施行期日

平成30年4月1日(水俣条約の発効がこれ以降となる場合は、条約発効日)

大気汚染防止法の下で、「水銀排出施設」となる施設は次のとおりです。

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設(注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	● 伝熱面積10m ² 以上 ● 燃焼能力(注3)50L/時以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー(注4)		10	15
	一次施設	銅又は工業金	15	30
	非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金) 製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	鉛又は亜鉛	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400
		工業金	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	● 火格子面積2m ² 以上 ● 焚却能力200kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物(注5)又は水銀含有再生資源(注6)を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による据切りはなし。)	50	100
セメントクリンカーラの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	● 火格子面積1m ² 以上 ● 燃焼能力(注3)50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上	50	80 (注7)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。